

## 理由

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定についてその効力発生が見込まれることとなったことから、当該協定に基づく関税に関する便益の適用のため必要な原産地証明書に係る規定等を整備する必要があるからである。